

## ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) について

### 1. IOC (Intergovernmental Oceanographic Commission)

- 設立年：昭和35年（1960年）
- 加盟国：150か国、執行理事国：40か国（令和5年6月現在）
- 意思決定機関：総会（隔年開催）、執行理事会（毎年開催）
- 事務局長：ウラジミール・リャビニン（ロシア、令和5年6月現在）
- 特徴：海洋、沿岸及び海洋資源の管理を向上させるため、国際協力により、海洋に関する知識及び理解増進に資する科学的調査の推進を図ることを目的として設立。ユネスコ傘下の海洋科学に関する包括的な政府間委員会であり、海洋科学調査及び研究活動を行う唯一の国連機関として、独自の総会を有している。
- 主な事業：海洋観測・調査の推進、地域協力の推進、全球海洋観測システム（GOOS）構築の推進、国際海洋データ・情報交換システムの運用、津波早期警戒システムの構築、教育・研修・能力開発・技術移転の推進等を実施している。さらに、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（2021-2030）」の実施計画を策定し、同計画の実施を主導している。

### 2. IOC の役員

- 議長：加盟国より1名選出。任期は約2年。最長2期まで再選可。
- 副議長：5つの地域グループ\*から1名ずつ選出。任期は約2年。最長2期。
  - \* 地域グループ：グループⅠ（西欧・北米）、グループⅡ（ロシア・東欧）、グループⅢ（ラテンアメリカ・カリブ）、グループⅣ（アジア太平洋）、グループⅤ（アフリカ・アラブ）。
  - 日本はグループⅣ

### 3. IOC と我が国の関係

- 我が国は、IOC の設立以来、執行理事国となっている。執行理事国の任期は2年。総会における選挙により決定。
- 海洋国家である我が国は、特に、海洋観測、データ交換、津波早期警戒システム、人材育成、地域活動等の分野において、専門家の派遣や信託基金を通じた財政的支援を行っている。
- 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会の下に IOC 分科会を設置。（主査：道田豊 東京大学大気海洋研究所教授）
- 関係機関：文部科学省、内閣府海洋事務局、外務省、農林水産省（水産庁）、国土交通省（気象庁、海上保安庁）、環境省、海洋研究開発機構（JAMSTEC）、東京大学大気海洋研究所 等